

容器保安規則等の一部改正について（新冷媒の普及に向けた規制の見直し、圧縮水素スタンドに係る規制の見直し及びリスクに応じた規制対象の見直し等について）

平成28年9月17日
経済産業省
商務流通保安グループ
高圧ガス保安室

1. 改正の経緯

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）は、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガスの取扱い（製造、貯蔵、販売、輸入、移動、消費及び廃棄）に係る技術上の基準を定めるとともに、これを取扱う者に対する許可・届出等の所要の規制を講じている。

近年、技術進歩等に伴い、新たな種類の高圧ガスや高圧ガスを利用した新たな形状・用途の製品が次々と生まれているところ、高圧ガスの保安規制においては、こうした変化に対応していくとともに、迅速・柔軟かつ効率的に保安水準の更なる維持・向上が図られるよう、「保安のスマート化」が求められている。

また、平成28年3月には、産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会において、高圧ガス保安のスマート化のために報告書が取りまとめられた。報告書では、新技術・新市場の出現・普及に円滑に対応する制度として、①新冷媒の普及に向けた規制の見直し、②水素スタンドの普及に向けた規制の見直し、③設備の種類、設置環境、分量、用途等を考慮した災害発生リスクに応じた規制対象の見直しが提言された。

こうした背景を踏まえ、今般、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）及びコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）を改正する。

2. 改正の概要

（1）新冷媒の普及に向けた規制の見直し

【容器則第2条及び第22条関係】、【冷凍則第2条、第7条、第12条、第15条、第33条、第34条、第43条、第57条、別表第1及び別表第2関係】、【一般則第2条、第6条、第8条、第18条、第49条、第50条、第61条、第62条、第82条、第101条、別表第1及び別表第3関係】、【コンビ則第2条、第5条、第10条、第37条、第39条、別表第3及び別表第4関係】

温暖化係数が低いフルオロカーボンのうち燃焼性がわずかにあるもの（HFC-32、HF0-1234yf 及び HF0-1234ze。以下「特定不活性ガス」という。）を冷媒として用いる冷凍機器の普及が期待されているが、特定不活性ガスを冷媒として用いる冷凍機

器の技術上の基準が整備されていないため、普及が進まない状況にある。

このため、特定不活性ガスの特性を踏まえ、特定不活性ガスを冷媒とする冷凍機器に係る必要な技術基準等を整備する。(冷凍則第2条、第7条、第12条、第15条、第33条、第34条及び第57条)

特定不活性ガスを製造する設備については、一般則、コンビ則等の技術上の基準に基づき設置されているところ、今般、冷凍則において、特定不活性ガスが不活性ガスの一部として位置づけられたことを受け、特定不活性ガスの製造、移動、廃棄等に係る基準を整備する。(容器則第2条及び第22条、一般則第2条、第6条、第18条、第49条、第50条、第61条及び第62条並びにコンビ則第2条、第5条、第10条及び第39条)

また、特定不活性ガスに係る完成検査又は保安検査の方法も併せて規定する。(冷凍則第43条、別表第1及び別表第2、一般則第82条、別表第1及び別表第3並びにコンビ則第37条、別表第3及び別表第4)

また、高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号。以下「政令」という。)の改正に伴い、改正後の政令第3条表における第1種ガスに位置付けるフルオロカーボンについての燃焼性の基準を規定する。(一般則第101条)

(2) 圧縮水素スタンド等の基準の見直し

【一般則第2条、第7条の3、第12条の2、第83条、別表第1及び別表第3関係】、【コンビ則第2条、第7条の3、第37条、別表第3及び別表第4関係】

現行制度では、水電解水素発生昇圧装置に係る技術上の基準については、小規模な圧縮水素スタンドの製造事業者の技術上の基準にのみ規定しているところ、大規模な圧縮水素スタンドに対応するため、第一種製造者を対象とした水電解水素発生昇圧装置の技術上の基準を整備する。(一般則第7条の3及び第12条の2並びにコンビ則第7条の3)

また、水電解水素発生装置の処理能力の計算方法についても併せて規定する。(一般則第2条及びコンビ則第2条)

さらに、圧縮水素スタンドの技術上の基準は地上設置を前提に整備をしているところ、地盤面下に設置される高圧ガス設備に対応するため、こうした高圧ガス設備に係る基準を整備する。(一般則第7条の3及びコンビ則第7条の3)

また、第一種製造者を対象とした水電解水素発生昇圧装置及び地盤面下に設置される高圧ガス設備に係る完成検査又は保安検査の方法も併せて規定する。(一般則第83条、別表第1及び別表第3並びにコンビ則第37条、別表第3及び別表第4)

(3) 災害発生リスクに応じた規制対象の再検討

① 高圧ガス保安法の適用除外の対象の見直し

【一般則第13条及び第46条関係】

政令改正に伴い、設備内の高圧ガスの容積が0.15m³以下のエアバッグガス発生器や救命胴衣内の高圧ガスが高圧ガス保安法の適用除外となることにより、こうした高圧ガスに係る技術上の基準については不要となるため、所要の見直し

を行う。

また、航空機内の高圧ガスは高圧ガス保安法第2条第1項第5号にて適用除外となっているところ、航空機内で使用するために航空法第10条に規定する耐空証明を受けた容器に充填された高圧ガスについては、航空法により安全性が担保されていることから、輸入検査の適用除外とする。

②毒性ガスの定義の見直し

【容器則第2条関係】、【一般則第2条、第15条、第28条及び第57条関係】、
【コンビ則第2条、第5条及び第14条関係】

高圧ガス保安法上、毒性ガスは、規制の対象となるガスを掲名し、それ以外のガスは、じょ限量の閾値によっても定義している（すなわち、慢性毒性の観点から規制の対象の定義をしている）。一方で、高圧ガス保安法においては、ガスの漏えいが発生した時点で事故として扱っており、長期間漏えいは許容されておらず、掲名された毒性ガス以外のガスについて、長期間漏えいを想定した慢性毒性を毒性ガスの指標として用いることは適当ではない。

このため、毒性ガスについては、ガスの吸入による急性毒性の観点から規制対象を定義することが適当であり、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条で規定する毒物を対象とすることを規定する。

また、現行の規定では、設備の軽微変更や保安物件との距離にかかる規定について、慢性毒性の観点から定めているものがあるため、上記の変更に伴い、急性毒性の観点からの規定に変更するための所要の見直しを行う。

③スクーバダイビング呼吸用ガスに係る販売主任者に関する規定の見直し

【一般則第72条関係】

スクーバダイビング呼吸用として空気より酸素の濃度を高めたガスが普及しつつある中、現行制度では、当該ガスの販売主任者の選任に当たっては、現状、空気よりも規制が厳しい酸素と同様の扱いとされているが、当該ガスは、十分な使用実績があり事故の発生も見られないため、産業用に利用する純酸素と同様の規定を適用することは適当ではない。

このため、販売主任者の選任に当たって、酸素の濃度が40%未満であるスクーバダイビング呼吸用のガスについて、空気と同様の扱いとするよう所要の見直しを行う。

（4）その他

①冷凍設備の指定設備認定が無効にならない工事の見直し

【冷凍則第62条関係】

冷凍設備の認定指定設備の変更の工事について、現行制度では、認定が無効にならない工事は、同一の部品への交換のみである場合と規定されているが、同等の部品であれば安全性が確保されているため、同等部品の変更の変更についても

指定設備認定が無効にならない工事とする。

②液化石油ガス用一般複合容器の移動に関する規定の見直し

【液石則第49条】

車両に積載して移動する液化石油ガスを充填した容器についての技術上の基準（警戒標の掲示、消火設備の携行、イエローカードの携帯等）は、現行制度では、20リットル以下の容器を2本積載する場合であってその容量の合計が40リットル以下であるときは、適用除外とされている。

近年普及が進んでいる標準形体が25リットルの液化石油ガス用一般複合容器は、上記の容器と同等の安全性を有することが認められたため、25リットル容器2本に当たる50リットル以下の液化石油ガス用一般複合容器についても適用除外とする。

3. スケジュール

平成28年11月1日施行（予定）

以上